

生涯スポーツを普及させるためには

明治大学経営学部経営学科

1740190240

4年15組17番

佐藤優弥

目次

はじめに

第1章 スポーツ振興施策の現状と課題

- 1-1 スポーツ庁による「スポーツ実施率向上のための行動計画」
- 1-2 現状
- 1-3 改善点

第2章 海外との比較

- 2-1 欧米におけるスポーツ振興施策の成功例
- 2-2 アメリカ合衆国の施策
- 2-3 イギリスの施策

第3章 対策と効果

- 3-1 議論の整理
- 3-2 障害者に向けた生涯スポーツ振興施策

おわりに

参考文献

はじめに

日本では、1980年代後半以降、都市化や余暇時間の増大などにより人々のスポーツ活動に対するニーズが生まれ、国民の生涯にわたるスポーツ活動の振興の重要性が高まった(江橋 1982)。そこで、1989年に当時の文部省体育局において生涯スポーツ課が設置され、生涯スポーツ振興施策が実施されるようになり、現在はスポーツ庁がこれを運営している。

しかし現状としては、他の先進国と比較しても、生涯スポーツ振興施策は十分な成果を挙げることができていないとは言えず、施策目標を達成する上で課題は多くある。そもそも施策の内容に改善すべき点があるのか、或いは施策を実施する方法に問題があるのだろうか。そこで、現在の生涯スポーツ振興施策が機能しているかということについて検証し、施策の問題点を考察する。そして、より効果的に施策を実施するためにはどうすればよいかを提示する。

第1章では、スポーツ庁による「スポーツ実施率向上のための行動計画」に着目し、生涯スポーツ振興施策の現状を考察する。また、これを実践する現場の取り組みについても焦点を当てる。そして、施策目標を達成するための課題と、その改善点について考察する。

第2章では、海外のスポーツ振興施策との比較として、欧米における成功事例であるアメリカ合衆国とイギリスの事例を取り上げる。そして、各国のスポーツ振興施策の実施状況を比較する。また、その事例を基に成功の背景を考察する。

第3章では、海外の事例を踏まえて我が国の生涯スポーツ振興施策の課題を整理し、より効果的な施策について考察する。特に、障害者に向けた施策に着目し、今後の解決策を提示する。

第1章 スポーツ振興施策の現状と課題

1-1 スポーツ庁による「スポーツ実施率向上のための行動計画」

そもそも生涯スポーツ振興に関して、文部科学省は、「明るく活力のある社会を作るために、まずは健康であることが大事であり、そこで20才を過ぎた人達も週1回はスポーツを楽しめる世の中にしていくことを目標とした様々な取組」¹のことであるとしている。また、1970年頃に提唱された生涯スポーツ論では、同時期に提唱された生涯教育論とスポーツの関係性として、「身体活動やスポーツの活動は、一生のほんの一時期においてのみ行われるという考え方を捨てなければいけない」「スポーツは単に筋肉活動だけに限らず、他の文化から独立させる事なく、あらゆる人々との知的、道徳的、芸術的な活動などと結びつけて、スポーツと生涯教育全体を統合しなければならない」²とされており、生涯スポーツの必要性について提唱されている。

この生涯スポーツは、1980年代後半の都市化や余暇時間の増大などを背景に注目を集め、1989年に当時の文部省体育局において生涯スポーツ課が設置され、生涯スポーツ振興施策が実施されるようになった。現在は、スポーツ庁のスポーツ基本計画によって生涯スポーツ振興が実施されている。スポーツ基本計画とは、「スポーツ基本法の規定に基づき、文部科学大臣が定めるスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針」である³。

令和4年3月25日より、第3期「スポーツ基本計画」を策定し、今後のスポーツの在り方を見据え、令和4年度から令和8年度までの5年間で、国等が取り組むべき施策や目標等を定めた計画が実施されている。具体的には、「国民のスポーツライフ」として、成人の週

¹ 文部科学省

「生涯(しょうがい)スポーツとは？」

https://www.mext.go.jp/kids/find/sports/mext_0004.html

(2023.1.25 アクセス)

² 井上孝幸ほか(2000)『生涯スポーツ論』鳳書房

³ スポーツ庁

「第3期スポーツ基本計画」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm

(2023.1.25 アクセス)

1 回以上のスポーツ実施率が 70%程度となることを目標として掲げ、国民のスポーツ参加を促進する取組の充実を通じて、国民の誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる社会の実現を目指している⁴。

この第 3 期「スポーツ基本計画」を踏まえ、令和 5 年 2 月 10 日には、生涯スポーツ・体力づくり全国会議 2023 を開催することが計画されている⁵。具体的には、まず第 3 期計画において、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承、発展に資する重点施策として、共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進、地方創生、まちづくりなどが挙げられている。

また、第 2 期計画の基本方針を踏襲し、新たな視点を加えた上で、異なる分野の関係組織と連携しつつ取り組むことが求められている。そこで、生涯スポーツ・体力づくり全国会議 2023 として、スポーツに関連する多様な人々が一堂に会し、研究協議や意見交換を行い、第 3 期スポーツ基本計画を踏まえた今後のスポーツ推進方策について検討するというものである。

そして、スポーツ庁による生涯スポーツ振興の具体的な施策として、平成 30 年 9 月 6 日に、スポーツ実施率向上のための行動計画が策定された⁶。これは、スポーツ庁におけるスポーツ審議会を踏まえ、健康スポーツ課によって実施されているものである。

施策の対象としては、広く国民全体に向けた取組のほか、子供・若者(スポーツの実施について二極化が課題である)、ビジネスパーソン(特にスポーツ実施率が低く、20 代から 50 代までのスポーツ実施率は全体の平均を下回っている)、高齢者(相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要である)、女性(男性と比較してスポーツ実施率が低い)、障害者(スポーツ実施率が低く、未実施者の 8 割超が無関心層である)となっている。また、

⁴ スポーツ庁

「国民のスポーツライフ」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/1371876.htm

(2023.1.25 アクセス)

⁵ スポーツ庁

「生涯スポーツ・体力づくり全国会議 2023」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/detail/14112210_00004.htm

(2023.1.25 アクセス)

⁶ スポーツ庁

「スポーツ実施率向上のための行動計画」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai002/gaiyou/1408811.htm

(2023.1.25 アクセス)

施策に取り組むべき主体としては、国(政府)、地方自治体産業界(企業・スポーツ産業)、スポーツ団体等(ボランティア団体・大会運営組織等を含む)、医療福祉関係者(医療保険者等を含む)、学校等(保育所、認定こども園等を含む)が挙げられている。施策の段階としては、「スポーツをする気にさせる施策」「スポーツをするために必要な施策」「スポーツを習慣化させるための施策」の3段階で想定されている。

このように、現在文部科学省やスポーツ庁によって生涯スポーツが定義され、国民に対して多様な形式によって生涯スポーツ振興施策が実施されている。しかし、果たしてこのように明確にスポーツを定義し、具体的な目標を掲げてその達成を目指すことが、「明るく活力のある社会」を作り、「健康であること」を実現するための取り組みとして効果的であるといえるだろうか。

例えば、健康の増進を目的とする場合、体育館やジムなどのスポーツ施設を利用したスポーツや、スポーツクラブにおける活動のみをスポーツとみなすことは不適切である。日常的なランニングやウォーキング、散歩はもちろん、自宅のルームランナーやエアロバイクを使うことや、通勤や通学などの移動を、公共交通機関を利用するのではなく自転車や徒歩で移動すること、エレベーターを利用せずに階段を使うことなど、スポーツといえないようなことであっても、日々体を動かしている場面や、工夫できる場面は多くある。そもそも何をスポーツとしてみなし、その活動を推進すべきか、改めて考える必要があるだろう。

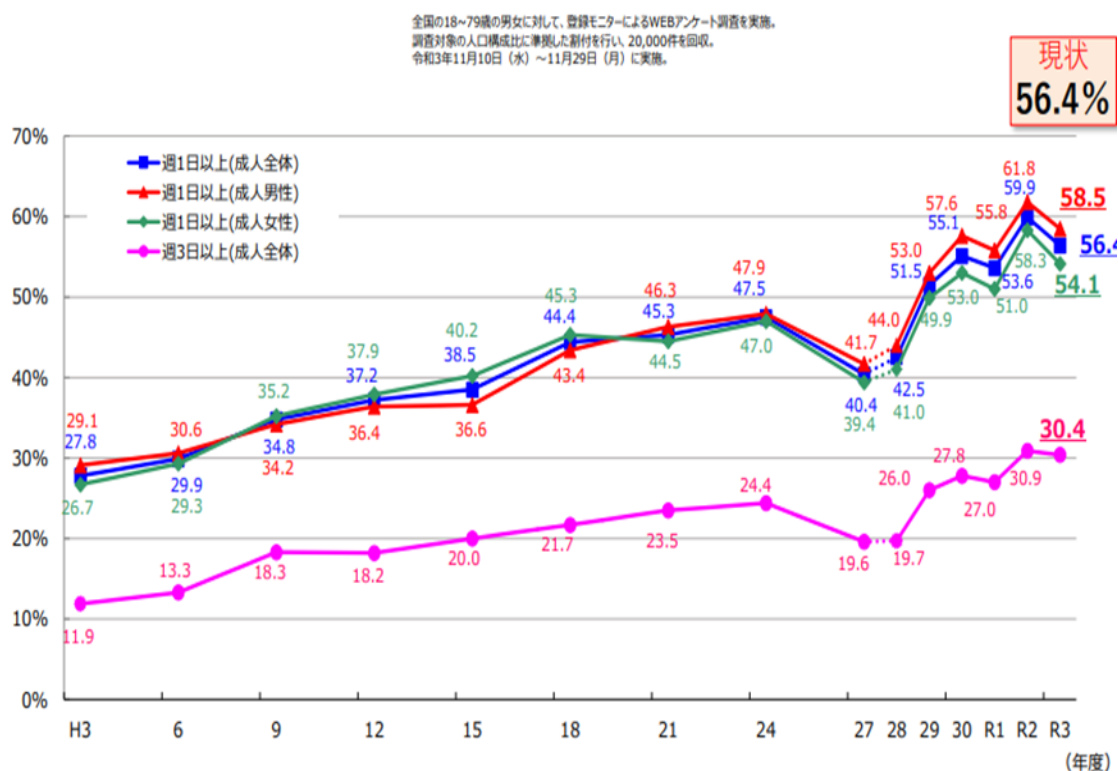
近年注目されているeスポーツにも「スポーツ」という言葉は入っており、また体を動かすことのないボードゲームであるチェスについても、マインドスポーツとしてスポーツというカテゴリーに分類され、IOC(国際オリンピック委員会)によるオリンピック競技の選考基準を満たしている。実際にチェスはFIDE(国際チェス連盟)によって、2024年パリオリンピックにおける競技採用を目指しており、2021年の東京オリンピックにおける競技採用は実現しなかったものの、ラピッドやブリッツという伝統的な早指しチェスの採用に注目が集まっている。

スポーツ振興を実施することの本質は、具体的にスポーツを定義し、具体的な数値目標の達成を目指すことではないだろう。日常的な体を動かす時間も含め幅広く考え、時間が限られている人や金銭的な面で限られている人など様々な環境の人々が、気軽にできることや、楽しく続けることができるものから実践することが重要であると考えられる。

1-2 現状

スポーツ庁による生涯スポーツ振興施策として、スポーツ実施率の目標が設定されてい

図1：平成3年から令和3年における成人のスポーツ実施率の推移⁷



出典：文部科学省委託事業

「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書(平成25年度)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/suishin/1354042.htm

(2023.1.25 アクセス)

るが、実際の国民のスポーツ実施率はどのようになっているのか。平成29年度～令和3年度において実施された第2期「スポーツ基本計画」⁸では、成人については「週1日以上

⁷ 文部科学省委託事業

「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書(平成25年度)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/suishin/1354042.htm

(2023.1.25 アクセス)

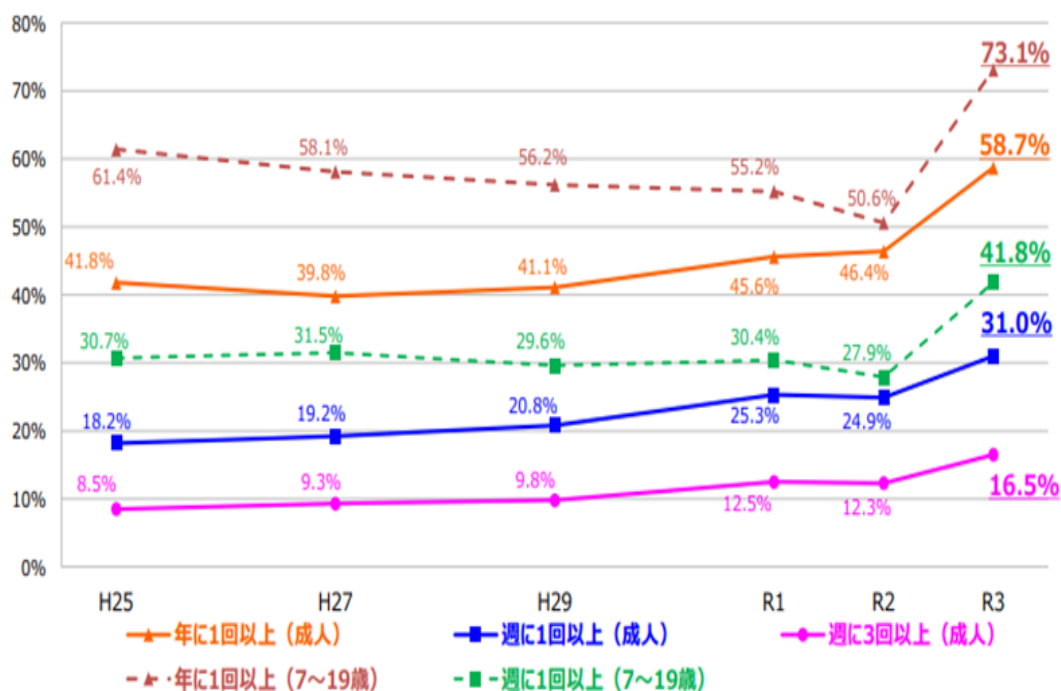
⁸ スポーツ庁

「第2期スポーツ基本計画」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413.htm

(2023.1.25 アクセス)

図2：平成25年から令和3年における障害者のスポーツ実施率の推移⁹



出典：スポーツ庁委託事業

「地域における障害者スポーツ普及促進事業(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)報告書(平成27・29年度)」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/list/detail/1386703.htm

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ実施率を65%程度、週3日以上を30%程度とする」という目標を掲げている¹⁰。

また障害者については、「障害者の成人の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度、週3回

⁹ スポーツ庁委託事業

「地域における障害者スポーツ普及促進事業(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)報告書(平成27・29年度)」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/list/detail/1386703.htm

(2023.1.25 アクセス)

¹⁰ スポーツ庁

「令和3年度スポーツの実施状況等に関する世論調査について(速報値)」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00098.html

(2023.1.25 アクセス)

以上を 20%程度、7～19 歳の週 1 回以上のスポーツ実施率を 50%程度とする」¹¹という目標を掲げている。

しかし、図 1 の、令和 3 年 11 月に実施した「平成 3 年から令和 3 年における成人のスポーツ実施率の推移」の調査結果によると、令和 3 年度における成人の週 1 日以上のスポーツ実施率は 56.4%となっており、令和 2 年度の 59.9%から 3.5 ポイント減少し、目標値である 65%に到達していない。また、週 3 日以上は 30.4%となっており、目標値である 30%には到達しているが、令和 2 年度の 30.9%から 0.5 ポイント減少している。

さらに、図 2 の、令和 3 年 12 月に実施した「平成 25 年から令和 3 年における障害者のスポーツ実施率の推移」の調査結果によると、令和 3 年度における障害者の成人の週 1 回以上のスポーツ・レクリエーション実施率は 31.0 パーセントとなっており、令和 2 年度の 24.9%からは 6.1 ポイント増加しているが、目標値である 40%には到達していない。そして 7～19 歳については 41.8%となっており、令和 2 年度の 27.9%から 13.9 ポイント増加しているが、目標値である 50%には到達していない。

1-3 改善点

このように、国民のスポーツ実施率は、政策の目標のスポーツ実施率には届いておらず、特に成人のスポーツ実施率は伸び悩んでおり、現状の生涯スポーツ振興施策は効果的ではない部分があると考えられる。スポーツ実施率を向上させるためには、その原因を追究し、根本から改善する必要がある。生涯スポーツ振興施策を実施する上での問題点として、大きく分けて以下の 3 つがあると考えられる。

1 つ目は、財政の問題である。予算の使い道は、単に施策を運営することだけではなく、スポーツイベントの開催や、スポーツクラブ、スポーツ施設の管理運営、スポーツ指導者の育成など様々である。政府が施策に投入することができる予算は限られており、自治体もその限られた資金を運用しなくてはならない。潤沢な資金を確保することができるならば、それ相応の十分なサービスを提供することができるが、現状ではそれほどの資金を確保することはできない。限られた予算の中で、いかに効率的に運用するかということが重要となる。

特に、実際にスポーツクラブを運営する現場では、支援策の改善や、支援の増額を要求す

¹¹スポーツ庁

「令和 3 年度障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究の調査結果について(速報値)」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00101.html

(2023.1.25 アクセス)

る声があがっている。全国の総合型地域スポーツクラブをはじめ、各種スポーツクラブをサポートし、生涯スポーツ社会の実現を目指し、地域におけるスポーツ環境の整備を行う、公益財団法人日本スポーツクラブ協会は、特定非営利活動法人(NPO)及び一般社団法人などの法人格を持つクラブを中心に、一般社団法人全国スポーツクラブコミッションを対象として、スポーツ振興施策に関する調査を実施した¹²。

2021年に行われた、「第3期スポーツ基本計画に盛り込んでもらいたい施策」に関するアンケート調査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた、地域スポーツクラブ経営に最も効果的な支援策についての質問が取り入れられた。その調査結果では、49.3%がスポーツ庁による地域スポーツクラブに特化したスポーツ活動継続サポート事業、41.2%が2度目の持続化給付金の再交付、36.4%がスポーツ器具、用具、備品等の無料、廉価提供、31.2%が経済産業省による地域スポーツクラブに特化したIT支援助成金、補助金事業、25.3%がネット環境、IT環境整備への支援助成金、補助金を要求していることがわかり、効率的な地域スポーツクラブ経営のためには、さらなる金銭的な援助が必要であると考えられる¹³。

2つ目は、自治体や民間で実施されるスポーツイベントやスポーツクラブの存在を認知していない人々が多いということである。スポーツ振興施策を通して、このようなイベントの開催は行っているものの、参加人数が少なく、固定的であるというケースが多い。その要因として、主催者側が、その存在を住民に周知させることができているということが挙げられる。イベントやクラブを開催する際には、その存在を報知し、十分な参加人数を確保すべきである。

実際に、2021年にスポーツ庁によって実施された「令和3年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」では、総合型地域スポーツクラブの認知度に関する調査が行われている。総合型地域スポーツクラブの登録、認証制度について、説明会の実施などによる説明の機会を確保し、制度の理解を徹底している組織は44.6%と半数以下であり、25.0%が「情報が乏しく制度のことをあまり知らない」と情報不足を訴えており、13.4%は「全く・ほと

¹² 公益財団法人日本スポーツクラブ協会

「事業内容・協会概要」

<https://jsca21.or.jp/>

(2023.1.25 アクセス)

¹³ 公益財団法人日本スポーツクラブ協会

「第3期スポーツ基本計画に盛り込んでもらいたい施策・報告書」

https://jsca21.or.jp/wp-content/uploads/2021/06/request_for-3rd-term-sports-promotion-plan_0609.pdf

(2023.1.25 アクセス)

んど知らない」と回答している¹⁴。

また、近年、誰もが身近にスポーツに親しむことができる健康で明るい生涯スポーツ社会を築くとともに、世界で活躍できる選手を育てることを目的として、スポーツ振興投票、別称スポーツ振興くじが、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）により創設された¹⁵。これは、文部科学省の指導監督のもと、JAPANSPOORTCOUNCILにより運営、発売が行われている。JAPANSPOORTCOUNCILとは、文部科学省が所管する、独立行政法人日本スポーツ振興センターであり、我が国における「スポーツの振興」と「児童生徒等の健康の保持増進」を図るための中核的専門機関となっている¹⁶。

具体的には、主にサッカーの試合を対象として、勝敗や得点などの試合の結果を予想する「toto」や、予想せずに簡単に購入できる「BIG」などがある。またサッカーに加え、新たに対象競技となったバスケットボールの単一試合や競技会を対象とする「WINNER」もある。そしてこれらの収益は、地域スポーツの振興、競技水準の向上などのスポーツ振興の財源として、我が国のスポーツの発展を支援している。

この、JAPANSPOORTCOUNCILによって実施される、スポーツ振興くじの販売により得られる収益をもとに、地方公共団体及びスポーツ団体が実施する、スポーツの振興を目的とする事業に対して行われる活動を、スポーツ振興くじ助成という¹⁷。スポーツ振興くじ助成には、大規模スポーツ施設整備助成、地域スポーツ施設整備助成、総合型地域スポーツクラブ活動助成、地方公共団体スポーツ活動助成、将来性を有する競技者の発掘及

¹⁴ スポーツ庁

「令和3年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果概要」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220524-spt_stiiki-300000800_3.pdf

(2023.1.25 アクセス)

¹⁵ スポーツ庁

「スポーツ振興くじ」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1380429.htm

(2023.1.25 アクセス)

¹⁶ JAPANSPOORTCOUNCIL

「JAPANSPOORTCOUNCIL・組織について」

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/58/Default.aspx>

(2023.1.25 アクセス)

¹⁷ JAPANSPOORTCOUNCIL

「スポーツ振興くじ、スポーツ振興基金と助成事業」

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/tabid/77/Default.aspx>

(2023.1.25 アクセス)

び育成活動助成、スポーツ団体スポーツ活動助成、国際競技大会開催助成の 7 つの助成事業がある。

JAPANSPORTCOUNCILは、我が国のスポーツ振興基本計画に基づくスポーツ振興政策の一環として、我が国のスポーツの国際競技力向上、地域におけるスポーツ環境の整備充実など、スポーツの普及、振興を図るための活動として、スポーツ振興事業助成を実施している¹⁸。スポーツ振興助成の活動としては、スポーツ振興くじ助成のほかに、スポーツ振興基金助成、競技強化支援事業助成を行っている。

スポーツ振興基金助成とは、スポーツの国際的な競技水準の向上及びスポーツの裾野の拡大を図る活動に対し安定的、継続的な助成を行う制度として、平成 2 年度に政府出資金を受けて設立されたスポーツ振興基金に、民間からの寄附金を合わせて基金の拡充を図り、その運用益等により助成金の交付を行う活動である¹⁹。これには、スポーツ団体選手強化活動助成、スポーツ団体大会開催助成、選手、指導者研さん活動助成、アスリート助成の 4 つの助成活動がある。

競技強化支援事業助成とは、スポーツ振興基本計画に掲げる政策目標の 1 つである、「早期にメダル獲得率の倍増 (3.5%)」の実現を図るために、重点的な強化対策を講じる必要があるとして平成 15 年度から国の交付金を受け、これを財源として開始したものである²⁰。第 2 期スポーツ基本計画においても、政策目標の 1 つとして「我が国のトップアスリートが、オリンピック、パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する」こととされており、チーム単位で競う国内におけるスポーツ最高峰のリーグの活性化等を目的として、助成を実施している。この競技強化支援事業助成には、スポーツ団体トップリーグ運営助成という助成活動がある。

スポーツ振興施策として、このようなスポーツ振興くじ助成などのスポーツ振興助成の認知や普及が必要不可欠であるが、現状としてはこれらの普及は遅れている。図 3 は、2021

¹⁸ JAPANSPORTCOUNCIL

「スポーツ振興助成」

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/tabid/75/Default.aspx>

(2023.1.25 アクセス)

¹⁹ JAPANSPORTCOUNCIL

「スポーツ振興基金助成」

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/kikin/tabid/84/Default.aspx>

(2023.1.25 アクセス)

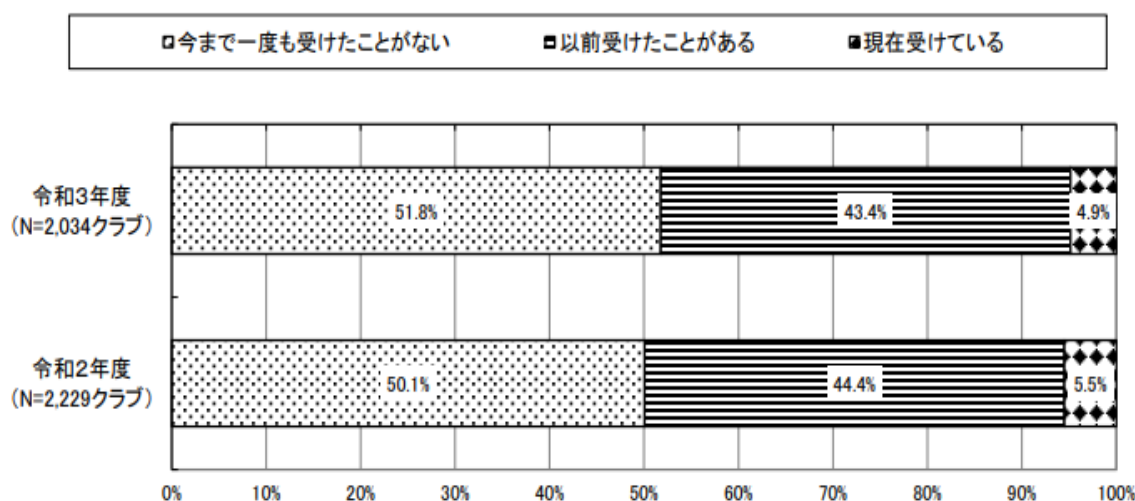
²⁰ JAPANSPORTCOUNCIL

「競技強化支援事業助成」

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/kyouka/tabid/96/Default.aspx>

(2023.1.25 アクセス)

図 3：スポーツ振興くじ助成交付状況²¹



出典：スポーツ庁

「令和3年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査の結果について」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220524-spt_stiiki-300000800_4.pdf

(2023.1.25 アクセス)

年のスポーツ庁の「令和3年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」による、「スポーツ振興くじ助成交付状況」における、「t o t o」助成の交付状況に関するアンケート調査の結果であるが、「今まで一度も受けたことがない」が51.8%と半数以上を占めている。そして、令和2年度調査時点の50.1%と比較して、わずか1.7%の増加に留まっている。

3つ目は、そもそもスポーツに興味がない人々に対して、スポーツに取り組ませることは困難であるということだ。スポーツ振興施策を実施することで、日常的にスポーツに取り組んでいる人についてはさらなる効果が期待できるが、根本的にスポーツに興味がない人は、支援されたとしても、それを機会にスポーツに取り組み始めるということは考え難い。既にスポーツをしている人ではなく、スポーツをしていない人に焦点を当て、そのような人々がスポーツをするようになる施策を講じるべきである。

そして、そもそもスポーツに興味がない人々、スポーツをしてこなかった人々について、その理由について考慮する必要があるだろう。令和3年度にスポーツ庁が行った「スポーツの実施状況等に関する世論調査」では、生涯スポーツ振興施策が実施される中で、国民の

²¹ スポーツ庁

「令和3年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査の結果について」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220524-spt_stiiki-300000800_4.pdf

(2023.1.25 アクセス)

図4：1年前と比べて運動、スポーツを実施する頻度は変化したか²²

		(人)			(%)	
		全体	増えた	あまり変わらない ・変わらない	減った	わからない
全体		19,478	14.3	55.6	23.7	6.5
性別	男性	9,689	13.9	57.0	22.9	6.2
	女性	9,789	14.6	54.2	24.5	6.7
性年代	男性/10代	237	18.6	36.3	38.0	7.2
	男性/20代	1,239	19.5	47.5	25.9	7.1
	男性/30代	1,463	18.0	53.5	22.8	5.7
	男性/40代	1,919	14.6	57.0	21.1	7.2
	男性/50代	1,672	11.5	58.9	21.4	8.1
	男性/60代	1,624	12.8	61.0	20.9	5.4
	男性/70代	1,535	7.7	64.8	24.3	3.3
	女性/10代	223	18.4	30.5	43.5	7.6
	女性/20代	1,194	18.4	44.8	29.3	7.5
	女性/30代	1,404	18.2	49.1	24.2	8.4
	女性/40代	1,842	13.7	55.8	22.1	8.4
	女性/50代	1,654	13.8	57.1	21.9	7.2
	女性/60代	1,683	13.5	57.7	23.2	5.6
	女性/70代	1,789	11.5	59.8	25.0	3.6

出典：スポーツ庁

「令和3年度スポーツの実施状況等に関する世論調査の概要」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220222-spt_kensport01-000020451_1.pdf

(2023.1.25 アクセス)

生涯スポーツへの意識や、生涯スポーツの実施状況がどのように変化したかということについての、アンケート調査が取り入れられた。

まず、図4は「1年前と比べて運動、スポーツを実施する頻度は変化したか」という調査の結果であるが、1年前と比較して運動、スポーツを実施する頻度は増加したと回答した者が14.3%であるのに対して、減少したと回答した者は23.7%となっており、増加した者を上回っている。これについて、運動、スポーツを実施する頻度が増加した理由としては、「仕事が忙しくなくなったから」と回答した者が25.4%で最も高く、次いで、「新型コロナウイルス感染症の感染症対策によるスポーツの必要性に対する意識の変化」が25.2%で2番目に高く、「運動、スポーツが好きになったから」が17.2%で3番目に高いという結果となっている。

²² スポーツ庁

「令和3年度スポーツの実施状況等に関する世論調査の概要」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220222-spt_kensport01-000020451_1.pdf

(2023.1.25 アクセス)

図5：1年前と比べて運動、スポーツを実施する頻度が減った、またはこれ以上増やせない(増やさない)理由

	全体	男性							女性						
		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
全体	17,097	193	1,056	1,280	1,669	1,469	1,440	1,409	192	1,053	1,223	1,610	1,438	1,460	1,605
仕事や家事が忙しいから	39.9	46.1	56.0	57.9	52.3	42.1	24.8	9.7	42.2	57.8	58.1	51.5	38.8	27.0	14.2
面倒くさいから	26.6	28.0	22.8	22.5	25.1	22.2	23.1	17.4	50.5	40.6	38.9	35.3	33.4	24.2	14.6
年をとったから	23.8	4.7	8.5	11.1	18.6	26.5	39.2	52.6	3.1	6.1	9.6	16.3	20.2	27.5	42.0
お金に余裕がないから	13.3	15.0	15.7	13.8	13.7	14.1	10.7	7.0	14.1	17.4	17.3	18.4	15.9	11.8	6.0
新型コロナウイルス感染症対策によるスポーツの必要性に対する意識の変化	10.5	10.4	7.0	8.5	8.5	11.7	11.1	14.5	6.3	7.2	8.0	9.4	11.5	13.3	13.4
運動・スポーツが嫌いだから	9.8	13.5	5.7	5.1	5.6	6.1	4.8	4.0	19.8	16.2	18.0	15.0	16.4	11.8	8.5
子どもに手がかるから	9.4	2.1	8.8	22.5	13.3	2.7	0.9	0.2	1.6	15.9	36.3	16.8	2.6	0.9	0.3
場所や施設がないから	8.9	16.1	13.3	10.3	7.2	7.8	6.9	5.8	16.7	16.4	10.0	9.1	8.2	7.6	6.1
仲間がいないから	8.6	14.5	13.4	10.8	8.1	6.9	7.2	7.5	16.7	14.6	10.6	7.6	6.9	6.8	4.9
生活や仕事で体を動かしているから	8.3	6.2	6.2	6.1	5.5	6.2	7.9	8.9	8.9	6.7	7.1	8.1	10.9	12.7	12.6
病气やけがをしているから	7.9	8.8	5.1	4.8	5.9	7.7	10.9	10.4	2.6	3.3	5.5	6.3	10.8	11.2	10.9
運動・スポーツ以上に大切なことがあるから	6.7	21.8	9.6	7.7	6.1	6.1	4.9	4.9	20.3	10.4	6.8	6.6	5.7	5.7	4.5
指導者がいないから	2.0	4.7	2.5	2.5	1.6	2.1	1.5	1.7	4.2	2.2	2.0	1.9	2.0	1.9	1.7
その他	2.4	3.1	0.9	0.9	1.1	1.8	2.8	3.3	3.6	2.0	3.1	1.9	3.1	3.2	3.7
特に理由はない	15.0	12.4	13.3	12.3	15.4	17.5	18.1	19.7	11.5	7.5	7.0	10.6	14.4	19.5	21.3
わからない	2.0	2.6	3.0	2.0	2.3	2.5	3.0	1.4	1.0	1.9	2.0	1.4	1.6	1.7	2.1

出典：スポーツ庁

「令和3年度スポーツの実施状況等に関する世論調査の概要」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220222-spt_kensport01-000020451_1.pdf

(2023.1.25 アクセス)

そして、図5は「1年前と比べて運動、スポーツを実施する頻度が減った、またはこれ以上増やせない(増やさない)理由」の調査結果であるが、「仕事や家事が忙しいから」と回答した者が、前年度と同数で39.9%と最も高く、次いで、「面倒くさいから」が、前年度より0.2ポイント増加して26.6%と2番目に高く、「年を取ったから」が、前年度より0.2ポイント増加して23.8%と3番目に高いという結果となっている。「新型コロナウイルス感染症の感染症対策によるスポーツの必要性に対する意識の変化」については、6番目に高い数値となった。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による、スポーツの実施による健康増進や体力増進などへの意識の強化としては、「運動、スポーツを行った理由」について「健康のため」と回答した者の割合が、2019年度の73.9%から、2020年度は79.6%と5.7ポイント増加したが、2021年度は76.2%と3.4ポイント減少している。また、男女ともに20から40代では、「仕事や家事が忙しいから」が5割を超えており、女性は若年層、特に10代を中心に「面倒くさいから」が男性よりも高い傾向となっている。

さらに、「直近1年間に運動やスポーツはしなかった」かつ「現在運動、スポーツはしておらず、今後もするつもりはない」と回答した者を、運動、スポーツの実施に対する「無関心層」として、その無関心層の生涯スポーツに対する意識や、生涯スポーツの実施状況に関

図6：運動、スポーツについて現在の実施状況と今後の予定について

(成人のみ) n=19,018	全体	男性	女性
定期的に運動・スポーツをしており、6ヶ月以上継続している	37.9	43.5	32.4
定期的に運動・スポーツをしているが、始めてから6ヶ月以内である	5.2	5.1	5.4
定期的ではないが、ある特定の時期に継続して実施した	13.4	13.4	13.5
不定期で実施した	25.4	22.8	27.9
この1年間に運動やスポーツはしなかった	18.0	15.3	20.7
現在運動スポーツはしておらず、今後もするつもりはない	13.9	12.0	15.9
現在運動・スポーツはしていないが、6ヶ月以内に始めようと思っている	4.1	3.3	4.8

出典：スポーツ庁

「令和3年度スポーツの実施状況等に関する世論調査の概要」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220222-spt_kensport01-000020451_1.pdf

(2023.1.25 アクセス)

するアンケート調査も実施された。図6は、「運動、スポーツについて現在の実施状況と今後の予定について」の調査結果であるが、無関心層の割合は13.9%となっており、前年度より0.7ポイント増加している。

それに対して、「現在運動、スポーツはしていないが、6ヶ月以内に始めようと思っている」と回答したものは4.1%存在している。この人々を対象として、「今後あなたが始めてみたい運動、スポーツの上位4種目」についてアンケート調査をしたところ、散歩、ぶらぶら歩き、1駅歩きなどを含む「ウォーキング」が58.1%と最も高く、次いで、「エアロビクス、ヨガ、バレエ、ピラティス」が15.8%と2番目に高く、「トレーニング」が15.6%と3番目に高く、「体操」が14.3%と4番目に高いという結果となった。

以上のように、現状の生涯スポーツ振興施策には改善すべき点がある。政策の目標のスポーツ実施率を達成するためには、これらを改善し、より有効な施策を策定する必要がある。

第2章 海外との比較

2-1 欧米におけるスポーツ振興施策の成功例

日本における、さらなる生涯スポーツの普及の実現に向けて、海外の生涯スポーツ振興施策の実施状況について考察する。そこで、スポーツ振興施策の成功例として、アメリカ合衆国とイギリスの2カ国における施策の実施状況等を取り上げる。

具体的には、各国のスポーツ参加状況として、民間におけるスポーツクラブの加入状況、スポーツクラブ数、スポーツ振興施策を実施する中央行政組織の実施体制、スポーツ振興施策のための主要なスポーツ関連法、スポーツ基本計画、スポーツ担当省庁の国家予算、くじや寄付などのスポーツ財源の状況、主要なスポーツ振興組織、公共スポーツ施設数、スポーツ指導者の活動状況について、日本を含めた3カ国の状況を比較する。また、政府によるアスリートの支援として、デュアルキャリアプログラムと、スポーツ大会におけるアスリート報奨金の実施状況について比較する。

デュアルキャリアプログラムとは、日本においては独立行政法人日本スポーツ振興センターが開発、実施する、アスリートの人生のキャリアを支援するための教育プログラムである²³。これまでは、アスリートとしてのキャリアを終えた後に人としてのキャリアを歩むセカンドキャリアという考え方が主流であった。しかし、アスリートとしてのキャリアを終えた後に次の人生の準備をする場合、人としてのキャリアを送るための準備の時間がかかり、他の経験を積むことも困難である。そこで今日、アスリートが人としてのキャリアを歩むと同時にアスリートとしてのキャリアを歩むという考え方をデュアルキャリアとして、これを支援し実現する活動が積極的に行われている。

これらの項目について各国の状況を比較し、スポーツ振興施策の状況や、成功要因を提示する。そして、日本におけるさらなる生涯スポーツの普及のための、施策の改善点を考察する。

まずは、我が国における各項目の状況についてである。日本の民間におけるスポーツクラ

²³ 文部科学省

「デュアルキャリア教育プログラムに関する実績一覧」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200508-spt_sposeisy-300001067_3.pdf

(2023.1.25 アクセス)

ブの加入状況については、17.9%であり、男性が19.6%、女性が16.2%となっている²⁴。スポーツクラブ数については、総合型地域スポーツクラブが3,586団体、スポーツ少年団が3万1,445団体であり、合計で3万5,031団体となっている。

中央行政組織の実施体制としては、スポーツ全般、及び障害者スポーツについてはスポーツ庁、学校体育については文部科学省、及びスポーツ庁、健康増進政策については厚生労働省、及びスポーツ庁が担当している。主要なスポーツ関連法としては、平成10年度に公布されたスポーツ振興投票の実施等に関する法律²⁵、平成23年度に公布されたスポーツ基本法²⁶などがある。スポーツ基本計画としては、第3期「スポーツ基本計画」であり、策定主体は文部科学省、策定年月日は令和4年3月25日、計画期間は令和4年4月から令和8年3月までの5年間である²⁷。

スポーツ担当省庁の国家予算については、スポーツ庁の令和4年度予算案が、約353億8,387万2千円であり、国家予算に占める割合は約0.03%である²⁸。くじや寄付などのスポーツ財源については、配分者は独立行政法人日本スポーツ振興センターであり、財源はスポーツ振興くじである。スポーツへの配分額は、スポーツ振興くじ助成金が約196億2,709万円、スポーツ振興基金助成金が約15億6,124万円、競技強化支援事業助成金が約2億7,472

²⁴ スポーツ庁

「令和3年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査・参考資料」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220524-spt_stiiki-300000800_4.pdf

(2023.1.25 アクセス)

²⁵ J A P A N S P O R T C O U N C I L

「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/tabid/183/Default.aspx>

(2023.1.25 アクセス)

²⁶ 文部科学省

「スポーツ基本法」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/

(2023.1.25 アクセス)

²⁷ スポーツ庁

「第3期スポーツ基本計画の概要」

https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_2.pdf

(2023.1.25 アクセス)

²⁸ スポーツ庁

「令和4年度予算(案) 主要事項」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220117-000019951_01.pdf

(2023.1.25 アクセス)

万円である²⁹。

主要なスポーツ振興組織としては、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本パラスポーツ協会があり、予算はそれぞれ約 1,793 億 3,700 万円、約 166 億 9,338 万円、約 40 億 3,562 万円、約 33 億 5,509 万円となっている。公共スポーツ施設数については、12 万 9,739 カ所となっている³⁰。

スポーツ指導者については、指導者資格認定組織が公益財団法人日本スポーツ協会であり、公認スポーツ指導者資格が正式な指導者資格名称となっている³¹。その公認スポーツ指導者資格を有する指導者数は、スポーツリーダーを含まない人数が 21 万 9,625 人、スポーツリーダーを含めた人数が 64 万 8,537 人となっている³²。

主要なデュアルキャリアプログラムについては、スポーツキャリアサポートコンソーシアム、及び独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している³³。スポーツ大会におけるアスリート報奨金については、オリンピック報奨金として、金メダルは 500 万円、銀メダルは 200 万円、銅メダルは 100 万円となっている。支給元、財源については、共に公益

²⁹ J A P A N S P O R T C O U N C I L

「助成活動実績」

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/tabid/132/Default.aspx>

(2023.1.25 アクセス)

³⁰ スポーツ庁

「体育・スポーツ施設現況調査結果の概要」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/shisetsu/kekka/1368165.htm

(2023.1.25 アクセス)

³¹ J A P A N S P O R T A S S O C I A T I O N

「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者概要」

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html>

(2023.1.25 アクセス)

³² J A P A N S P O R T A S S O C I A T I O N

「公認スポーツ指導者認定者数」

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid248.html#01>

(2023.1.25 アクセス)

³³ S P O R T C A R E E R S U P P O R T C O N S O R T I U M

「デュアルキャリア教育プログラムの実施報告」

<https://sportcareer.jp/16/>

(2023.1.25 アクセス)

財団法人日本オリンピック委員会である³⁴。

2-2 アメリカ合衆国の施策

次に、アメリカ合衆国における各項目の状況と、生涯スポーツ振興施策の実施状況についてである。各項目の実施状況として、アメリカ合衆国の民間におけるスポーツクラブの加入状況については、民間フィットネスクラブ会員数としては約 5,730 万人であり、約 17.1% となっている。スポーツクラブ数については、民間フィットネスクラブ数として、3 万 6,540 団体となっている。

中央行政組織の実施体制としては、スポーツ全般、障害者スポーツ、及び健康増進政策については保健福祉省、学校体育については教育省が担当している。主要なスポーツ関連法としては、1972 年に成立したタイトル・ナイン、1992 年に成立したプロ・アマスポーツ保護法、1998 年に成立したオリンピック・アマチュアスポーツ法、2000 年に成立した体育促進法などがある。

スポーツ基本計画としては主に 2 つあり、1 つ目は「HEALTHY PEOPLE 2020」で、策定主体は保健福祉省他、策定年月は 2010 年 12 月、計画期間は 2020 年 12 月から 2030 年 12 月までの 10 年間である。2 つ目は、「Physical Activity Guidelines for Americans」、別称「全米身体活動計画」であり、策定主体は The National Physical Activity Plan Alliance、策定年月は 2016 年 4 月である。

スポーツ担当省庁の国家予算については、約 1,273 億 2,200 万アメリカ合衆国ドルであり、国家予算に占める割合は約 0.03% である。くじや寄付などのスポーツ財源については、配分者はアメリカ・オリンピック・パラリンピック財団であり、財源は寄付である。スポーツへの配分額は、約 365 万アメリカ合衆国ドルである。

主要なスポーツ振興組織としては、アメリカ・オリンピック委員会、アメリカ・オリンピック・パラリンピック財団があり、予算はそれぞれ約 3 億 3,606 万アメリカ合衆国ドル、約 1,745 万アメリカ合衆国ドルとなっている。スポーツ指導者については、指導者資格認定組

³⁴ スポーツ庁

「オリンピック、パラリンピック競技大会の報奨金」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop07/list/detail/1372078_00002.htm

(2023.1.25 アクセス)

織は各競技団体であり、正式な指導者資格名称についても各競技団体による Coaching Certification Program に委託されている。

主要なデュアルキャリアプログラムについては、Athlete Career and Education Program があり、実施主体はアメリカ・オリンピック委員会である。スポーツ大会におけるアスリート報奨金については、Operation Gold という報奨金名称で設定されており、支給元、財源については、共にアメリカ・オリンピック委員会である。

そして、アメリカ合衆国における、生涯スポーツ振興施策の実施状況についてであるが、アメリカ合衆国では、国民のスポーツ活動、プロスポーツ共に、人々の身近にあるといえる。スポーツ大国と呼称されるように、関係する人数や金額は多様な面で規模が大きく、そしてこれらを支える膨大な空間、施設などのハード面、メディアやプログラムなどのソフト面の充実、さらに、これを実践するだけではなく世代を超えて応援を楽しむ人々の三者が揃う環境となっている。これらは、身体の健康への意識だけではなく、娯楽としての認識や、スポーツそのものの価値を認める国民性などによって、広く支持されている。

アメリカ合衆国の生涯スポーツ振興施策として、特徴的な点は2つある。1つ目は、綿密に設定されたスポーツ参加促進施策の徹底的な実施である。アメリカ合衆国では、主に4つのスポーツ参加促進施策を掲げ、これらの計画と評価を徹底している。

1つ目の施策は、HEALTHY PEOPLE 2020 である³⁵。保健福祉省(Department of Health and Human Services)は1979年以来、健康増進と疾病予防について10年ごとの国民の目標を定めたHEALTHY PEOPLE を発表している。HEALTHY PEOPLE 2020 では、38のカテゴリーそれぞれにおいて簡明な目標設定がされている。

保健福祉省の管轄にある大統領フィットネススポーツ栄養審議会(President's Council on Fitness, Sports and Nutrition)、別称PCFSNが広報活動を行い、公的機関と民間の機関の協力関係を重視し、青少年や成人各年齢層のスポーツ参加を含めた定期的身体活動の重要性について強調している。また同省は、各年代や性別、及び障害ごとに推奨される身体活動に関するガイドライン、2008 Physical Activity Guidelines for Americans、別称国民のための身体活動ガイドラインを発表している。加えて、保健福祉省内の部局であるNational Center for Chronic Disease P

³⁵ Centers for Disease Control and Prevention

「HEALTHY PEOPLE 2020」

https://www.cdc.gov/nchs/healthy_people/hp2020.htm

(2023.1.25 アクセス)

Prevention and Health Promotion、別称国立慢性病予防健康推進センターは、思春期の青少年や若年層の成人の健康改善のキャンペーンのために、学校、州、コミュニティ向けに、ヘルシーユースというガイドラインを公表している。

2つ目の施策は、Physical Activity Guidelines for Americansである³⁶。これは、2010年において、全国民が毎日身体活動をし、規則正しい生活や仕事、娯楽、及びスポーツをすることができる環境を提供し、そしてそれらによって生活の質の向上を目指すということを目的として発表された。この施策は、全米の健康、体育、スポーツ、栄養、医学などの主要団体、そして保健福祉省をパートナーとして、公衆衛生、健康ケア、教育、ビジネス、産業、マスメディアなど8つの社会的セクターのうちの1つに、公園、レクリエーション、フィットネス、及びスポーツというカテゴリーを設定し、プログラム、施設への活動機会の推進、プロスポーツ、アマチュアスポーツ、大学スポーツの地域スポーツへの利用、財源拡大などの戦略を示している。

3つ目の施策は、Active Lifestyle Programである³⁷。これは、大統領フィットネススポーツ栄養審議会のスポーツ・フィットネス振興に関する活動について、運動、スポーツ参加を促進する事業である、Presidential Challenge、別称大統領チャレンジのプログラムとして、スポーツ参加表彰を行うものである。

ここでは、国民の規則的なスポーツ参加や実施レベルを高めることを目的としており、誰もが参加可能であり、一定レベルの実施基準を満たした者を表彰するシステムとなっている。また、これから運動、スポーツをはじめめるビギナーも対象としており、18歳以下の子どもについては1日に60分、大人については30分の運動、スポーツを、最低でも週に5日、6週間続けるというものである。

4つ目の施策は、Physical Fitness Test、及びHealth Fi

³⁶ U. S. Department of Health and Human Services

「Physical Activity Guidelines for Americans」

<https://health.gov/our-work/nutrition-physical-activity/physical-activity-guidelines>

(2023.1.25 アクセス)

³⁷ NATIONAL FITNESS FOUNDATION

「Presidential Active Lifestyle Award」

<http://fitness.foundation/pala#:~:text=The%20Presidential%20Active%20Lifestyle%20Award%20%28PALA%2B%29%2C%20a%20program,it%20takes%20both%20to%20lead%20a%20healthy%20lifestyle.>

(2023.1.25 アクセス)

fitness Testである³⁸。これは、大統領フィットネススポーツ栄養審議会によって実施される、全国規模の体力、運動能力テストであり、青少年向けの体力テストおよび表彰を行うものである。

このテストは6歳から17歳までの青少年を対象として、プログラムに賛同する学校において実施されている。体力テストの内容としては、1マイル走、座位体前屈、懸垂などの5項目であり、青少年の筋力、持久力、及び柔軟性を高めるよう工夫されている。体力テストの得点に対応して個人が表彰される制度があり、体力向上のモチベーションとなっている。

アメリカ合衆国における生涯スポーツ振興施策の特徴的な点の2つ目は、学校体育施策である。学校教育については、基本的には州政府の管轄となっており、学校体育の実施状況は州によって異なっている。しかし、全米50州中、47州において、学校体育の実施に関して法的な義務づけが行われている。特にイリノイ州では学校体育に力を入れており、小、中学校においては毎日の体育の授業が義務づけられている。これらの事業は、多くの協賛企業の協力によって行われており、多種多様で工夫された事業が実施されている。

2-3 イギリスの施策

次に、イギリスにおける各項目の状況と、生涯スポーツ振興施策の実施状況についてである。各項目の実施状況として、イギリスの民間におけるスポーツクラブの加入状況については、22.2%となっている。スポーツクラブ数については、約15万1,000団体となっている。

中央行政組織の実施体制としては、スポーツ全般、及び障害者スポーツについては文化・メディア・スポーツ庁、学校体育については教育省、健康増進政策については保健省が担当している。主要なスポーツ関連法としては、1975年に成立したスポーツ競技場の安全に関する法律、1992年に成立したスポーツイベントにおけるアルコール規制に関する法律、2011年に成立したスポーツ競技場安全公社の設立に関する法律などがある。スポーツ基本計画としては、「Sporting Future」であり、策定主体は文化・メディア・スポーツ庁、策定年月日は2015年12月17日である。

³⁸ U. S. Department of Health and Human Services

「President's Council on Sports, Fitness and Nutrition」

<https://health.gov/our-work/nutrition-physical-activity/presidents-council>

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ担当省庁の国家予算については、約1億7,256万ポンドであり、国家予算に占める割合は約0.02%である。くじや寄付などのスポーツ財源については、配分者はスポーツイングランドやUKスポーツなどであり、財源は国営宝くじである。スポーツへの配分額は、約4億2,510万5千ポンドである。

主要なスポーツ振興組織としては、スポーツイングランド、スポーツスコットランド、スポーツウェールズ、スポーツ北アイルランド、UKスポーツがあり、予算はそれぞれ約3億3,622万1千ポンド、約8,447万1千ポンド、約4,174万7千ポンド、約2,129万5千ポンド、約4,956万5千ポンドとなっている。公共スポーツ施設数については、8万2,558カ所となっている。

スポーツ指導者については、指導者資格認定組織がスポーツコーチUKであり、UK Coaching Certificateが正式な指導者資格名称となっている。その公認スポーツ指導者資格を有する指導者数は、59万2,923人となっている。

主要なデュアルキャリアプログラムについては、Talented Athlete Scholarship Schemeがあり、実施主体はTASSである。スポーツ大会におけるアスリート報奨金については、Athlete Performance Awardsという報奨金名称で設定されており、支給元はUKスポーツ、財源は国営宝くじである。

そして、イギリスにおける、生涯スポーツ振興施策の実施状況についてであるが、イギリスは、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの4つの地方政府から構成された国であり、各々の独立性が高い。スポーツ政策は、Department of Culture, Media and Sport(DCMS)、別称、文化・メディア・スポーツ省が所管しているが、具体的な施策は地方政府ごとに設置されているSports Council(スポーツカウンシル)が推進する。

イギリスでは、主にイングランドが中心となって最先端の生涯スポーツ振興を行っている。イングランドは1960年代以降、西欧、北欧の福祉国家の中心として、スポーツ・フォー・オール、つまり生涯スポーツが展開された³⁹。しかし、1970年代以降の多民族地域での融合政策の逼迫化や、1980年代の福祉軽視や格差拡大による地域の不安定化、さらには1990年代以降の国民の肥満化や医療費問題の深刻化など、様々な社会的課題に追われた。

そこで、2000年代以降において、これらの社会的課題や地域的貧困問題に対して、「ソーシャル・インクルージョン」政策、つまり、貧困により社会的に排除された人々を地域再生政策で再統合する施策を実施することを計画し、その際に、中心的な施策として地域のスポ

³⁹ 内海和雄(1999)「イギリス福祉国家とスポーツ・フォー・オール政策：多国籍企業化とグローバルイゼーションとの関わりで」『一橋大学スポーツ科学研究室』40-49

ーツ政策を掲げた⁴⁰。そして、「世界一のスポーツ立国」政策を提起し、子どもスポーツ、地域スポーツ、エリートスポーツ、さらには障害者スポーツなども含め、国民全体への世界最高水準の生涯スポーツの普及を計画した⁴¹。そのため、スポーツ現場と連携し、施設の確保やスポーツ指導者の育成、そしてそれらの推進のための予算の保証など、綿密な施策を実施している。

イギリスにおける生涯スポーツ振興施策は、主に6つの施策を中心に実施されている。1つ目は、スポーツ参加促進施策である。イギリスでは、2008年から2011年までの4年間において、新たに恒常的なスポーツ参加者を100万人増加するための計画として、*Playing to win : a New Era for Sport* (勝利を楽しむ：スポーツの新時代)を掲げた。これは、地域の各スポーツ種目連盟のクラブが中心となって推進している。そこでは、施設の整備と指導者の育成を行い、現会員の維持をしつつ、新規会員の獲得を目指し、女性や障害者を対象とした活動も積極的に行っている。

この計画は、3つの軸によって進められている。1つ目は、子どもの体育、スポーツである。具体的には、週5時間の運動時間を確保するために、2時間は体育の授業、その他の3時間は部活動、または地域スポーツで保証している。そこで、6から7校の中等学校を中心に、40校近くの小学校も含め、全体で50校程度のファミリーである学校スポーツパートナーシップを形成している。

ここには、スポーツ活動推進の専任職員を配置し、授業や部活動、そして地域スポーツ活動への子どもたちの参加を容易にするための援助活動を行っている。体育、スポーツ専科担当のいない小学校については、中等学校の体育教員が学校スポーツコーディネーターとなり、週2日、自校の担当する授業から離れ、このような小学校の指導や部活動の促進の活動、地域スポーツクラブとの連携などを行っている。専門職員や授業を離れた教員のための補充教員の給与についても、学校スポーツパートナーシップの財政から保証している。

2つ目は、地域スポーツである。*Playing to win : a New Era for Sport*の達成のため、国内統括団体が具体的な計画を提出し、これを予算配分の指標として審査した上で補助金を交付している。この具体的な計画は、新規加入、現状維持、エリートの3つの政策内容で推進し、予算の配分はそれぞれ15%、60%、25%の割合で設

⁴⁰ 文部科学省

「諸外国および国内におけるスポーツ振興施策等に関する調査研究」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/fieldfile/2011/08/03/1309352_002.pdf

(2023.1.25 アクセス)

⁴¹ 山本真由美 (2008) 『『先進スポーツ国家』へ? : イギリスのエリートスポーツ政策の分析』『ラフバラ大学・スポーツ政策研究所・オリンピック・スタディーズ研究センター』1-11

定している。

現在は、参加者の満足度をいかに高め、活動を持続させるかということ課題とし、各スポーツ団体やクラブはこれらの課題解決に取り組んでいる。地域スポーツの推進に参加する各競技種目の46団体に対しては、そのための補助金として4年間で4億8,000万ポンドを交付している。そして、これらの施策を遂行するための施設整備や指導者の育成も積極的に実施されている。

3つ目は、Community Club Development Programme (CCDP)、別称、地域クラブ開発プログラムである。文化・メディア・スポーツ省は、スポーツイングランドと連携し、スポーツ施設の改善のためにこのプログラム資金を設置した。19の国内統括団体が参画し、2003年に開始したこのプログラムでは、地域コミュニティにおけるスポーツの機会創出やインフラ構築のため、スポーツクラブの施設整備等に助成金を交付している。

これまで第1、2計画を実施し、36の施設に対して資金援助を行っている。具体的には、第1計画において、3年間で166万ポンド、第2計画では2年間で130万ポンドが支給された。

イギリスにおける生涯スポーツ振興施策の中心となる2つ目の施策は、学校体育施策である。この学校体育施策を具体化した学校スポーツパートナーシップを掲げ、部活動などで子どもたちの要求に可能な限り応えることで、地域の指導者や親の積極的な参加を促進している。

3つ目の施策は、子どものスポーツ振興に関する施策である。具体的には、文化・メディア・スポーツ省と、子ども・学校・家庭省、現在の教育省が共同で推進するNational Physical Education, School Sport and Club Links Strategy (PESSCL)、別称、体育・学校スポーツ・クラブリンクと、その改訂版であるThe New Physical Education and Sport Strategy for Young People (PESSYP)、別称、子どもたちのための体育・スポーツ戦略に基づき、首相が積極的に取り組んでいる。

4つ目の施策は、障害者や民族などのマイノリティのスポーツ振興に関する施策である。多民族国家であるイギリスにおいても、民族的少数者問題は深刻であり、特に民族的少数者の社会参加機会の創造と保証が大きな社会的課題となっている。生涯スポーツ振興は、その対策の中心的な役割となっており、各自治体はスポーツ連盟と協力して積極的な参加を促進している。

5つ目の施策は、スポーツ団体、クラブの振興施策である。イギリスのスポーツ団体やクラブのスポーツ振興施策については、Playing to win : a New Era for Sportの計画に基づいて実施されている。政府によって補助金が交付されている46の国内統括団体は、施設の整備や指導者の育成をはじめとする組織の確立や組織のガバナンス全般の確立のための取り組みを行っている。行政評価では、このような計画に対す

る補助金の成果も評価されている。

6つ目の施策は、女性のスポーツ振興に関する施策である。地域スポーツ推進においては、女性のスポーツ参加の条件整備についても取り組まれている。特に、主婦のために午前中のスポーツ教室の開催を計画し、子どもがいる母親のためにクラブ内に保育所を設置するなど、工夫が凝らされている。さらに、このような女性のクラブ参加費の特別待遇も実施している。

第3章 対策と効果

3-1 議論の整理

海外の生涯スポーツ振興施策の成功例を踏まえて、我が国の生涯スポーツ振興施策の課題の整理、及び解決策について考察する。まずは、施策の現状についてであるが、スポーツ庁によって設定されているスポーツ実施率の目標値には、成人、障害者共に到達していない。

そして、政策を実施する上で、財政の問題や、スポーツクラブ、スポーツイベントなどの存在の認知、スポーツに興味がない人々への参加促進など、様々な課題がある。また、そもそもスポーツとはなにか、なにをスポーツと定義するかという点についても議論の余地はある。

次に、日本と、アメリカ合衆国、イギリスのスポーツ振興施策の比較であるが、まず、スポーツ担当省庁の国家予算については、日本は約 353 億 8,387 万 2 千円であり国家予算に占める割合が約 0.03% であることに対して、アメリカ合衆国は約 1,273 億 2,200 万アメリカ合衆国ドルであり約 0.03%、イギリスは約 1 億 7,256 万ポンドであり約 0.02% となっている。つまり、各国の国家予算に占める割合について大きな差はない。

また、各国の施策の状況を比較するために、参考として各国の規模を比較する。国の面積については、日本が約 37 万 8 千km²、アメリカ合衆国が約 983 万 4 千km²であり日本の約 26 倍、イギリスが約 24 万 5 千km²であり日本の約 0.65 倍である。人口については、日本が約 1 億 2,421 万 5 千人、アメリカ合衆国が約 3 億 3,480 万 5 千人であり日本の約 2.7 倍、イギリスが約 6,868 万 3 千人であり日本の約 0.55 倍である。

そして、各国の施策の状況として、クラブ加入状況、スポーツクラブ数、公共スポーツ施設数、スポーツ指導者数を比較する。公共スポーツ施設数とスポーツ指導者数については、アメリカ合衆国は各競技団体や州により規定が異なり、国全体としての数値を他国と比較することは不適切であるため、日本とイギリスの2カ国を比較する。

まずクラブ加入状況については、日本は 17.9% であり、アメリカ合衆国は 17.1%、イギリスは 22.2% となっている。ここでは、イギリスにおけるクラブ加入割合が最も高い数値となっている。これは、イギリスにおける生涯スポーツ振興施策の中心となる 6 つの施策のうちの 1 つである、*Playing to win : a New Era for Sport* の活動として、地域のクラブが中心となって施設の整備や指導者の育成などを行い、現会員の維持や新規会員の獲得を実現し、参加者の高い満足度を達成していることが要因の 1 つであると考えられる。

次にスポーツクラブ数については、日本は総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団の合計で 3 万 5,031 団体であり、アメリカ合衆国は 3 万 6,540 団体、イギリスは約 15 万 1,000 団体となっている。ここでも、イギリスにおけるスポーツクラブの団体数が圧倒的に多い。

これについては、Playing to win : a New Era for Sport の実施のための 3 つの軸のうちの 1 つである、Community Club Development Programme によって実現しているといえる。スポーツイングランドと文化・メディア・スポーツ省が連携し、スポーツクラブの改善のため、地域コミュニティにおけるスポーツの機会創出やインフラ構築を支援し、スポーツクラブの施設整備等に助成金を交付している。

また、アメリカ合衆国においては、生涯スポーツ振興施策の特徴の 1 つでもある、Physical Activity Guidelines for Americans の活動を通して、スポーツクラブの設置に力を入れている。全米のスポーツに関する各主要団体と保健福祉省が連携し、全国民が毎日身体活動に励むことができる環境づくりを目指し、スポーツ参加促進施策の徹底や財源の拡大などを行うことで、スポーツクラブを支援している。

次に公共スポーツ施設数については、日本は 12 万 9,739 カ所であり、イギリスは 8 万 2,558 カ所となっている。イギリスは国の規模として、日本と比較して面積、人口ともに 2 分の 1 程度であるにも関わらず、公共スポーツ施設の数やその設備は非常に充実している。これについても、イギリスの Playing to win : a New Era for Sport の活動により、政府による補助金の交付と、それによる公共スポーツ施設における徹底的なガバナンス全般の確立が実現していることが影響していると考えられる。

そしてスポーツ指導者数については、日本はスポーツリーダーを含めた人数が 64 万 8,537 人であり、イギリスは 59 万 2,923 人となっている。ここでも、イギリスの充実した指導者の育成制度の効果が現れている。

これについては、「世界一のスポーツ立国」政策として、子どもスポーツ、地域スポーツ、エリートスポーツなどを含めた生涯スポーツの普及を掲げ、政府とスポーツ現場が連携し、指導者の育成の推進のための予算の保証などを実施している施策が機能している。特に、イギリスにおける生涯スポーツ振興施策の中心となる 6 つの施策のうちの 1 つである学校体育施策として、これを具体化した学校スポーツパートナーシップを掲げ、地域の指導者の支援を実施していることが効果的であると考えられる。授業や部活動、そして地域スポーツ活動への子どもたちの参加の促進のための活動や、それに関わる指導者への支援についても、学校スポーツパートナーシップの財政によって保証されている。

さらに、6 つの施策のうちの 1 つである子どものスポーツ振興に関する施策も、この結果の要因となっていると考えられる。文化・メディア・スポーツ省と、子ども・学校・家庭省、現在の教育省が共同で推進する National Physical Education,

School Sport and Club Links Strategyと、その改訂版であるThe New Physical Education and Sport Strategy for Young Peopleによって、指導者の育成制度が徹底している。

また、アメリカ合衆国についても、生涯スポーツ振興施策の特徴の1つである学校体育施策の一環として、指導者の育成を徹底している。多くの協賛企業の協力により、指導者の支援のための事業が行われており、国民のスポーツ参加促進において重要な役割を担っている。

このように、欧米では、我が国と同様に財源が限られている中で、生涯スポーツの振興のための様々な施策により、効果的な国民のスポーツ参加の促進、スポーツクラブの運営、公共スポーツ施設の設置、スポーツ指導者の育成などを実現している。そこには、政府だけではなく、スポーツ振興組織、スポーツや体育に関する各主要団体、自治体などのスポーツ現場、学校、協賛企業など、多様な組織が、生涯スポーツ振興のために連携し、施策の効果的な運営を実現している。

また、我が国と比較して欧米では、生涯スポーツ振興のために学校体育に力を入れている。ここでも、政府と自治体が綿密に連携し、一週間当たりの体育の授業時間の設定や、部活動、地域のスポーツクラブへの参加の促進を実施し、子どものスポーツへの参加を徹底している。また、スポーツ指導者の育成にも注力することで、充実したスポーツ活動の時間を提供し、メンタル面や日々の活動など様々な面で、スポーツに対する意識を高めている。

アメリカ合衆国やイギリスはもちろん、欧米をはじめ世界中のスポーツ大国では、国民のスポーツ活動、プロスポーツ共に、人々の身近にあり、多くの国民がスポーツに積極的に取り組み、スポーツ活動に対してポジティブな印象を持っている。身体の健康への意識だけではなく、娯楽としての認識や、スポーツそのものの価値を認める国民性などにより、高いスポーツ参加率を実現している。

日本において、スポーツ参加率が伸び悩み、政府の目標に遠く及ばない要因として、根本的にスポーツに興味がない人々の存在や、スポーツクラブ、スポーツイベントへの参加の低迷などがある。これについては、国民の一定数が、スポーツに対してネガティブな印象を抱いているという現状があると考えられる。スポーツに対してネガティブな印象を抱く人々の多くは、幼少期におけるスポーツ活動、特に小学校の体育や地域のスポーツの習い事の経験から、そのような意識を持っているように感じる。

学校の体育行事への強制参加や、そこで競技として子ども同士がスポーツを介して競うことで、人によってはスポーツに対してネガティブになり、スポーツをしたくないと感じてしまう可能性がある。運動が得意ではない児童が、強制的に参加した運動会などで、保護者を含めた観衆の前で明確な順位を決めつけられることは、スポーツに対する意識の悪循環となってしまう。

フィンランドなどのヨーロッパの一部の国では、体育行事への自由参加や、体育を競技と

してではなく仲間と協力して行う楽しい運動として教育するなど、児童にネガティブな印象を抱かせない工夫が施されている。また、運動は楽しいものであるとして、体育の授業以外の時間でも児童に体を動かす機会を提供する国も多い。小学校において、児童に対して体育行事への参加を強制し、競争させた上で順位や評価を決定する体制は、絶対的に好ましい文化であると言い切ることはできない。

生涯にわたり人がスポーツに対してポジティブな印象を抱き、日常的且つ積極的にスポーツに取り組むようにするためには、幼少期からのスポーツへの印象が重要であると考えられる。この時期からスポーツを楽しめるものとして捉え、その後もスポーツを楽しむためにも、充実した学校体育や児童に対する地域のスポーツクラブ、スポーツイベントの運営が必要不可欠である。

そして、成人に対するスポーツ参加の促進についても、明確に定義した「スポーツ」への参加を促すのではなく、日常的な体を動かす行為を含め、幅広い意味での運動への取り組みをさせるべきである。なにを「スポーツ」とするか、という議論に正解はない。しかし、重要なのは「スポーツ」への参加を促進することではなく、政府の施策目標にあるように、「明るく活力のある社会」を作り、「健康であること」を実現するための運動を推進することである。

グラウンドや体育館を使用する球技やランニングなどのスポーツへの参加を促進し、そのためにスポーツ施設の管理や運営に力を入れることが、必ずしも国民のスポーツ参加率の向上に直結するとは限らない。このような施策は、スポーツに対してネガティブな印象を抱く人々については効果的ではなく、そのような人々のスポーツ参加の促進は困難である。

しかしそのような人々も、日常的な散歩や、通勤や通学などの移動の際に徒歩や自転車移動すること、エレベーターを利用せずに階段を使うことなど、日々体を動かす場面において工夫するというのであれば、簡単に取り組むことができるだろう。仕事や家事、育児などでスポーツをする時間を確保することができない人、金銭的に体育館やジムなどのスポーツ施設を利用することが困難である人などについても同様に、このような日常的な体を動かす場面の工夫であれば可能である。

幼少期のスポーツ振興において、人々がスポーツに対してポジティブな印象を持つことができるような工夫をする。そして、時間が限られている人や金銭的な面で限られている人なども含め、全ての人が気軽に楽しく実践することができる活動を推進することが、「明るく活力のある社会」を作り、「健康であること」を実現するための生涯にわたるスポーツ、つまり、「生涯スポーツ」のさらなる普及において必要不可欠であると考えられる。

3-2 障害者に向けた生涯スポーツ振興施策

最後に、障害者に向けた生涯スポーツ振興について考察する。スポーツ庁は、障害者のスポーツ実施率についても目標値を設定しているが、現状としてはこの目標値に到達していない。障害者も含めた全ての人々が生涯にわたりスポーツを楽しむことができる社会を実現するためには、どのような取り組みが必要であるだろうか。

厚生労働省は、障害者施策におけるスポーツの意義と位置付けとして、障害者のスポーツには、「リハビリテーションの手段であるとともに」、「障害者の健康増進や社会参加意欲を助長するもの」、「障害や障害者に対する国民の理解を促進するものとして、非常に有効なもの」という3つの要素が存在し、障害者の自立と社会参加の促進に寄与するとして、可能な限り多くの障害者がスポーツに参加することができるよう、関連施策を実施している⁴²。また、文部科学省についても、平成9年度の「保健体育審議会答申」における、「スポーツと生涯にわたるスポーツライフの実現」という項目において、「障害のある人とスポーツの関わりは、福祉の観点にとどまらず、各自の障害の種類、程度や体力等に合わせてスポーツを楽しみ、競技力及び記録の向上を目指した取り組みなど多様化しつつあり、これらのスポーツのニーズにも適切に対応していくことが必要である」としている⁴³。

このように、厚生労働省、文部科学省共に、障害者についても健康であり充実した生活を送ることができるよう、生涯を通じたスポーツの振興が実施されている。しかし、これを実現する上で、様々な課題が存在している。

障害者に対する生涯スポーツ振興として特に重要なのは、スポーツ施設の設備の充実である。これについては、地域において、障害者、健常者共にスポーツを楽しむことができる機会を創出することが重要である。具体的には、公共スポーツ施設の利用を容易にすることや、地域における障害者のスポーツ指導者を育成し、スポーツ施設に配置することなどが必要であると考えられる。

⁴² 厚生労働省

「障害者スポーツ活動振興」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sanka/sports.html

(2023.1.25 アクセス)

⁴³ 文部科学省

「障害者スポーツの推進」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/suishin/

(2023.1.25 アクセス)

近年において建設される公共スポーツ施設は、障害者を考慮したバリアフリー設計が導入されているものが多く見受けられる。しかしこれらについても、必ずしも障害者が満足して利用することができる施設であるとは言えないだろう。障害者が積極的に利用することができる施設を実現するためには、障害者の利用を第一に考えた障害者スポーツセンターなどの建設が必要である。

欧米における、障害者のための生涯スポーツ振興施策の成功例としては、アメリカ合衆国の生涯スポーツ振興施策の特徴の1つでもある、HEALTHY PEOPLE 2020の活動が挙げられる。このプログラムの一環として、年代や性別だけではなく、障害を含めた様々なカテゴリーにおいて、それぞれに推奨される身体活動に関するガイドラインである、2008 Physical Activity Guidelines for Americansを定め、保健福祉省が中心となってこの広報活動に力を注いでいる。そして、公的機関と民間の機関が連携し、障害者、健常者ともに利用することができる公共スポーツ施設の建設、管理を行い、利用者の高い満足度を達成している。

またイギリスにおいても、生涯スポーツ振興施策の中心となる6つの施策のうちの1つとして障害者などのマイノリティのスポーツ振興に関する施策に注力しており、自治体とスポーツ連盟が連携して、障害者を考慮した公共スポーツ施設の運営を行っている。そこでは、障害者のためのスポーツ指導者の育成を積極的に行っており、障害者が満足してスポーツに取り組むことができる環境を整備している。

日本においては、スポーツ振興施策全般については文部科学省が中心となって実施しているが、障害者のスポーツ振興施策については主に厚生労働省が行っている。障害者のための生涯スポーツ振興施策を効果的に運営するためには、両省が協調し、連携して施策を推進することが必要である。それだけではなく、地域において障害者、健常者共にスポーツを楽しむことができる機会を創出するためには、行政と自治体、さらには民間の機関や学校などがより一層連携を強化することが重要である。障害者を含めた全国民が、楽しく積極的にスポーツに取り組むことができるような社会を実現するための、スポーツ施設の運営や指導者の育成が必要不可欠である。

おわりに

生涯スポーツ振興施策の現状と、その改善点について考察した。有効な施策を実施している海外と比較して、我が国のスポーツに対する意識やスポーツ実施率については、改善することができる点はいくつもある。限られた財源の中で、国民が満足してスポーツに参加するためには、より効率的なスポーツクラブの運営、公共スポーツ施設の設置、スポーツ指導者の育成などが必要である。

そこで重要となるのは、政府だけではなく、スポーツ振興組織、スポーツや体育に関する各主要団体、自治体などのスポーツ現場、学校、協賛企業など、多様な組織が、生涯スポーツ振興のために連携することである。また、生涯にわたるスポーツ活動において、学校体育に関する取り組みや、体制の見直しが肝腎であるようだ。

そして筆者は、生涯スポーツ振興施策の本質は、年齢や性別、障害などに関わらず全ての人が、体を動かすことに対して、日常的に、楽しく取り組むことができるようになることであると考え。生涯スポーツについて、「スポーツ」への参加を重視するのではなく、「明るく活力のある社会」を作り、「健康であること」を実現するための生涯にわたる活動として捉えることで、人々のさらなる意識の向上が期待できるのではないだろうか。

学校体育やスポーツ指導者の育成、障害者に対するスポーツ参加の促進など、生涯スポーツ振興施策として今後取り組むべきことは多くある。全ての人が、スポーツに対してネガティブな印象を抱くことなく、スポーツ活動に満足して参加することができる環境が整えられることを期待している。

参考文献

江橋慎四郎（1982）『生涯スポーツの推進』文部時報5月号4-7

文部科学省

「生涯(しょうがい)スポーツとは？」

https://www.mext.go.jp/kids/find/sports/mext_0004.html

(2023.1.25 アクセス)

井上文孝ほか（2000）『生涯スポーツ論』鳳書房

スポーツ庁

「第3期スポーツ基本計画」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁

「国民のスポーツライフ」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/1371876.htm

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁

「生涯スポーツ・体力づくり全国会議 2023」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/detail/14112210_00004.htm

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁

「スポーツ実施率向上のための行動計画」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai002/gaiyou/1408811.htm

(2023.1.25 アクセス)

文部科学省委託事業

「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書(平成 25 年度)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/suishin/1354042.htm

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁

「第 2 期スポーツ基本計画」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413.htm

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁委託事業

「地域における障害者スポーツ普及促進事業(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)報告書(平成 27・29 年度)」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/list/detail/1386703.htm

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁

「令和 3 年度スポーツの実施状況等に関する世論調査について(速報値)」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00098.html

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁

「令和 3 年度障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究の調査結果について(速報値)」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00101.html

(2023.1.25 アクセス)

公益財団法人日本スポーツクラブ協会

「事業内容・協会概要」

<https://jsca21.or.jp/>

(2023.1.25 アクセス)

公益財団法人日本スポーツクラブ協会

「第3期スポーツ基本計画に盛り込んでもらいたい施策・報告書」

https://jsca21.or.jp/wp-content/uploads/2021/06/request_for-3rd-term-sports-promotion-plan_0609.pdf

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁

「令和3年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果概要」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220524-spt_stiiki-300000800_3.pdf

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁

「スポーツ振興くじ」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1380429.htm

(2023.1.25 アクセス)

JAPANSPORTCOUNCIL

「JAPANSPORTCOUNCIL・組織について」

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/58/Default.aspx>

(2023.1.25 アクセス)

JAPANSPORTCOUNCIL

「スポーツ振興くじ・スポーツ振興基金と助成事業」

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/tabid/77/Default.aspx>

(2023.1.25 アクセス)

JAPANSPORTCOUNCIL

「スポーツ振興助成」

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/tabid/75/Default.aspx>

(2023.1.25 アクセス)

JAPANSPORTCOUNCIL

「スポーツ振興基金助成」

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/kikin/tabid/84/Default.aspx>

(2023.1.25 アクセス)

JAPANSPORTCOUNCIL

「競技強化支援事業助成」

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/kyouka/tabid/96/Default.aspx>

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁

「令和3年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査の結果について」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220524-spt_stiiki-300000800_4.pdf

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁

「令和3年度スポーツの実施状況等に関する世論調査の概要」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220222-spt_kensport01-000020451_1.pdf

(2023.1.25 アクセス)

文部科学省

「デュアルキャリア教育プログラムに関する実績一覧」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200508-spt_sposeisy-300001067_3.pdf

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁

「令和3年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査・参考資料」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220524-spt_stiiki-300000800_4.pdf

(2023.1.25 アクセス)

JAPANSPORTCOUNCIL

「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei/tabid/183/Default.aspx>

(2023.1.25 アクセス)

文部科学省

「スポーツ基本法」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁

「第3期スポーツ基本計画の概要」

https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_2.pdf

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁

「令和4年度予算(案)主要事項」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220117-000019951_01.pdf

(2023.1.25 アクセス)

JAPANSPORTCOUNCIL

「助成活動実績」

<https://www.jpnport.go.jp/sinko/tabid/132/Default.aspx>

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁

「体育・スポーツ施設現況調査結果の概要」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/shisetsu/kekka/1368165.htm

(2023.1.25 アクセス)

JAPANSPORTASSOCIATION

「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者概要」

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html>

(2023.1.25 アクセス)

JAPANSPORTASSOCIATION

「公認スポーツ指導者認定者数」

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid248.html#01>

(2023.1.25 アクセス)

SPORTCAREERSUPPORTCONSORTIUM

「デュアルキャリア教育プログラムの実施報告」

<https://sportcareer.jp/16/>

(2023.1.25 アクセス)

スポーツ庁

「オリンピック、パラリンピック競技大会の報奨金」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop07/list/detail/1372078_00002.htm

(2023.1.25 アクセス)

C e n t e r s f o r D i s e a s e C o n t r o l a n d P r e v e n t i o n
「HEALTHY PEOPLE 2020」

https://www.cdc.gov/nchs/healthy_people/hp2020.htm

(2023.1.25 アクセス)

U . S . D e p a r t m e n t o f H e a l t h a n d H u m a n S e r v i c e s
「Physical Activity Guidelines for Americans」

<https://health.gov/our-work/nutrition-physical-activity/physical-activity-guidelines>

(2023.1.25 アクセス)

N A T I O N A L F I T N E S S F O U N D A T I O N

「Presidential Active Lifestyle Award」

<http://fitness.foundation/pala#:~:text=The%20Presidential%20Active%20Lifestyle%20Award%20%28PALA%2B%29%2C%20a%20program,it%20takes%20both%20to%20lead%20a%20healthy%20lifestyle.>

(2023.1.25 アクセス)

U . S . D e p a r t m e n t o f H e a l t h a n d H u m a n S e r v i c e s
「President's Council on Sports, Fitness and Nutrition」

<https://health.gov/our-work/nutrition-physical-activity/presidents-council>

(2023.1.25 アクセス)

内海和雄 (1999) 「イギリス福祉国家とスポーツ・フォー・オール政策：多国籍企業化とグローバルイゼーションとの関わりで」『一橋大学スポーツ科学研究室』 40-49

文部科学省

「諸外国および国内におけるスポーツ振興施策等に関する調査研究」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/08/03/1309352_002.pdf

(2023.1.25 アクセス)

山本真由美 (2008) 「『先進スポーツ国家』へ? : イギリスのエリートスポーツ政策の分析」
『ラフバラ大学・スポーツ政策研究所・オリンピック・スタディーズ研究センター』 1-11

厚生労働省

「障害者スポーツ活動振興」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sanka/sports.html

(2023.1.25 アクセス)

文部科学省

「障害者スポーツの推進」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/suishin/

(2023.1.25 アクセス)